

栃木県公安委員会

Tochigi Prefectural Public Safety commission

第25回定例公安委員会開催概要

開催年月日：令和7年7月23日（水）9:45～11:50

出席者 ○ 公安委員会…蓬田勝美委員長、佐藤千鶴子委員、大森亮一委員
○ 警察本部…犯罪被害者支援室長、人身安全少年課調査官、生活環境課次長、
交通聴聞官、警備第二課調査官、公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室員

1 個別案件事項

(1) 犯罪被害者等給付金支給裁定（案）について

犯罪被害者支援室長から、受理した犯罪被害者等給付金支給裁定申請に関する支給裁定（案）について報告を受け、審議の上、これを了承した。

(2) ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について（令和7年6月分）

人身安全少年課調査官から、6月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施について報告を受け、これを了承した。

(3) 警職法第4条第1項を適用した熊の駆除について

生活環境課次長から、警察官職務執行法第4条第1項（避難等の措置）に基づき、猟銃所持者に対してライフル銃の使用を命じ、熊を駆除したことについて報告を受け、これを了承した。

(4) 意見の聴取の開催について

交通聴聞官から、本日開催した意見の聴取に係る運転免許取消し処分対象者の処分事由及び聴取結果について報告を受け、審議の上、10人に対する処分を決定し、1人の処分を延期とした。

(5) 聴聞の開催について

交通聴聞官から、本日開催した聴聞に係る運転免許取消し処分対象者の処分事由及び聴聞結果について報告を受け、審議の上、5人に対する処分を決定し、1人の処分を延期とした。

(6) 意見の聴取、聴聞及び弁明の機会の付与の日時決定について

交通聴聞官から、8月20日午前8時30分から運転免許取消処分対象者10人に対する意見の聴取、同日午前9時00分から運転免許取消処分対象者10人に対する聴聞及び同日午前8時30分から運転免許の事後取消処分対象者1人に対する弁明の機会の付与について、それぞれ運転免許管理課において開催するとの報告を受け、これを了承した。

(7) 意見の聴取を受ける者の追加について

交通聴聞官から、8月6日午前8時30分から運転免許管理課において開催される運転免許取消処分対象者に対する意見の聴取について1人追加され合計11人になることについて報告を受け、これを了承した。

(8) 公安条例に係る申請の受理について

警備第二課調査官から、7月10日付けで申請のあった公安条例に係る示威運動許可申請について報告を受け、これを了承した。

(9) 第27回参議院議員通常選挙に伴う警護について

警備第二課調査官から、第27回参議院議員通常選挙に伴う警護結果について報告を受け、これを了承した。

(10) 佐野警察署協議会の新委員委嘱（案）について

公安委員会補佐室員から、佐野警察署協議会委員について、欠員に伴う1人の推薦を受け、審議の上、委嘱を決定した。

(11) 令和7年6月中における安全運転管理者等の選・解任届出処理状況について

交通企画課から、令和7年6月中における安全運転管理者等の選・解任届出処理状況について報告を受け、これを了承した。